

明治機械株式会社 御中

調 査 報 告 書

平成 25 年 2 月 14 日

明治機械株式会社
第三者調査委員会

目 次

第1 本件調査の概要.....	4
1 当調査委員会の設置目的等.....	4
2 当調査委員会の構成.....	4
3 調査期間及び調査対象事項等.....	4
(1) 調査期間と調査の限界.....	4
(2) 調査事項.....	4
(3) 調査対象期間.....	5
(4) 調査の限界.....	5
4 本件調査の方法等.....	5
(1) 関係者に対するヒアリング.....	5
(2) ラップ社の内部資料の収集及び精査・分析.....	6
(3) 明治機械の内部資料と分析.....	6
(4) パソコンデータ等の取得及び精査・分析.....	6
(5) 現物確認.....	6
第2 明治機械及びラップ社の概要.....	8
1 明治機械.....	8
2 ラップ社.....	8
3 明治機械とラップ社の関係及びラップ社の事業.....	8
(1) ラップ社の連結子会社化.....	8
(2) 明治機械及びラップ社の事業の流れ.....	8
(3) ラップ社の特色.....	9
(4) ラップ社の取引先との決済条件及び売上計上基準.....	9
第3 本件調査結果.....	10
1 調査結果の概要.....	10
(1) 押込売上計上及び架空売上計上, 不適切な貸倒引当.....	10
(2) 不適正な原価流用.....	10
2 押込売上及び架空売上の詳細.....	10
(1) No.1 及び No.2 について.....	11
ア 受注及び出荷に関する証憑.....	11
イ 返品に関する証憑.....	12
ウ 出荷偽装の経緯.....	12

エ	現在の状況	13
(2)	No.3, No.4, No.5 について	13
ア	受注及び出荷に関する証憑	13
イ	返品に関する証憑	13
ウ	出荷から返品に至る経緯	14
エ	現在の状況	14
(3)	No.6 について	15
ア	受注及び出荷に関する証憑	15
イ	返品に関する証憑	15
ウ	出荷から返品に至る経緯	15
エ	現在の状況	16
(4)	No.7 について	16
ア	受注及び出荷に関する証憑	16
イ	返品に関する証憑	16
ウ	受注, 出荷から返品に至る経緯	16
エ	現在の状況	17
(5)	No.8 及び No.9 について	17
ア	受注及び出荷に関する証憑	17
イ	返品に関する証憑	17
ウ	出荷の経緯	17
エ	現在の状況	18
(6)	No.10, No.11, No.12 について	18
ア	受注及び出荷に関する証憑	18
イ	返品に関する証憑	19
ウ	出荷偽装の経緯	19
エ	現在の状況	19
(7)	No.13, No.14, No.15, No.16, No.17 について	20
ア	受注及び出荷に関する証憑	20
イ	返品に関する証憑	20
ウ	出荷から返品に至る経緯	21
エ	現在の状況	21
3	不適切な原価流用の詳細	22

(1) 適正な原価流用.....	22
(2) 不適正な原価流用.....	22
4 押込売上・架空売上及び不適切な原価流用が会計監査において隠蔽され続けた経緯..	24
5 明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を防止あるいは早期に是正できた可能性の検討.....	26
(1) 不正会計を明治機械幹部が防止できた可能性.....	27
(2) 押込売上等について返品を契機として明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を是正できた可能性.....	28
(3) 告発メールを契機として明治機械幹部が本件不正会計を是正できた可能性	29
(4) 貸倒引当金設定時に明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を是正できた可能性.....	32
(5) 外部コンサルタントによる指摘の時点で明治機械幹部が本件不正会計を是正できた可能性.....	32
第4 財務諸表の訂正について.....	33
1 不適正な売上と貸倒引当の取消.....	33
2 不適正な原価流用による仕掛品金額の訂正.....	34
第5 原因分析、責任の所在及び再発防止策に関する提言.....	34
1 原因分析.....	34
(1) 債務超過回避とこれについての親会社からの圧力.....	34
(2) 明治機械幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如.....	35
(3) 会計監査に対する隠蔽工作.....	35
2 責任の所在.....	35
(1) ラップ社H元社長及びラップ社H氏.....	35
(2) 高橋社長.....	36
(3) 明治機械の監査役会.....	36
(4) 会計監査人.....	37
3 再発防止に関する提言.....	37
(1) 幹部のコンプライアンス意識の確立.....	37
(2) 人事制度の改革.....	38
(3) 社外監査役による牽制機能の意識改革.....	38
(4) 研修等による教育.....	38

第1 本件調査の概要

1 当調査委員会の設置目的等

明治機械株式会社（以下「明治機械」という。）は、平成24年（2012年）10月、金融庁証券取引等監視委員会から、連結子会社であるラップマスターエスエフティ株式会社（以下「ラップ社」という。）における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、自社において不正会計の実態と責任の所在の解明及び再発防止策立案等が必要であると判断し、明治機械等と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置した。

2 当調査委員会の構成

当調査委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：大鶴基成（弁護士・元最高検察庁公判部長，元東京地方検察庁特別捜査部長）

委員：中村信雄（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部検事）

委員：宇澤亜弓（公認会計士・公認不正検査士・元証券取引等監視委員会主任証券取引特別調査官）

また、当調査委員会は、その他の弁護士、公認会計士及びパソコンの解析業者等に本件調査を補助させた。

なお、調査委員及び補助者は、いずれも明治機械及びラップ社と業務上の契約関係などの利害関係を有していない。

3 調査期間及び調査対象事項等

（1）調査期間と調査の限界

当調査委員会は、平成24年（2012年）11月19日から平成25年（2013年）2月14日まで本件調査を行った（以下「本件調査」という。）。

なお、本件調査は、日本弁護士連合会による平成22年（2010年）7月15日付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に則って行った。

（2）調査事項

当調査委員会は、主としてラップ社が平成20年（2008年）及び平成21

年（2009年）に売上計上した装置機械取引における押込販売あるいは架空販売に関する調査を行ったが、その過程において、明治機械の仕掛品における不適正な原価流用（以下「押込販売あるいは架空販売及び不適正な原価流用を併せ「本件不正会計」という。）が認められることが判明したため、この点も合わせて調査した。

（3）調査対象期間

当調査委員会は、金融商品取引法第 178 条第7項に鑑み、調査対象期間を平成20年（2008年）3月期から平成24年（2012年）3月期までの5期とした。

（4）調査の限界

ラップ社は、平成23年（2011年）3月に本件調査に係る研磨工作機械等の販売事業をM技研株式会社（以下「M技研」という。）に事業譲渡していることから、従業員のほとんどが転籍し又はこれを機に退職している上、同事業に用いられていたパソコンや証憑書類がラップ社内に残っていない。

また、関係者のヒアリングにおいても、本件不正会計に深く関わったラップ社H元社長が病気のため聴取できなかったほか、同社元取締役のH氏も真相を陳述するまで長期間を要し、さらに明治機械幹部も重要な点についてであるにもかかわらず、記憶が明確でないという陳述に終始することが少なくなく事案の解明は困難を極めたところであった。

4 本件調査の方法等

（1）関係者に対するヒアリング

当調査委員会は、次のとおり、明治機械、ラップ社及びその他関係者等からヒアリングを行った。

ア	明治機械		
	代表取締役	高橋	豊三郎
	取締役	〇氏	
	常勤監査役	N氏	
	監査室	S氏	

総務部部长 Y氏

イ ラップ社

管理部部长 H氏 (元取締役)

技術部部长 I氏 (元取締役)

営業部課長 M氏

総務部 H氏

元取締役 K氏

ウ その他

Nシステム株式会社 O氏

M株式会社 KA氏

元T運送店 T氏

(2) ラップ社の内部資料の収集及び精査・分析

ラップ社から、本件調査に係る取引のPurchase Order (以下「P/O」という。), Bill Of Lading (以下「B/L」という。), Invoice, 輸入許可通知書, 注文書, 出荷案内書兼物品受領書, 残高確認書, 総勘定元帳及びその他の必要な関係資料の提供を受けて, 精査・検討を行った。

(3) 明治機械の内部資料と分析

明治機械から、本件対象期間にかかる取締役会議事録, 役員懇談会及びその他の必要な関係資料の提供を受けて精査・検討を行った。

(4) パソコンデータ等の取得及び精査・分析

本件関係者が使用するパソコンのハードディスクに記憶されているデータ及び高橋社長が執務する社長室に保管されていた電子メールの印刷物及び証憑書類の提供を受けて精査・検討を行った。

(5) 現物確認

HA株式会社 (以下「HA社」という。) 第5倉庫, クリーンルーム等にて, ラップ社が販売した装置機械, 明治機械の仕掛品につき, 現物確認

を行った。

第2 明治機械及びラップ社の概要

1 明治機械

明治機械は、大正14年（1925年）8月に設立され、諸機械器具の製作、販売、設置工事等を主たる事業として設立された。本店所在地は東京都千代田区であり、現在の代表取締役は高橋豊三郎氏である。

2 ラップ社

ラップ社は、昭和63年（1988年）4月に、研磨工作機械及び研磨工具等の設計、製造、販売並びに輸出入業務等を主たる事業として設立された。現在の本店所在地は東京都千代田区（明治機械と同一の場所）であり、現代表取締役も高橋豊三郎氏である。

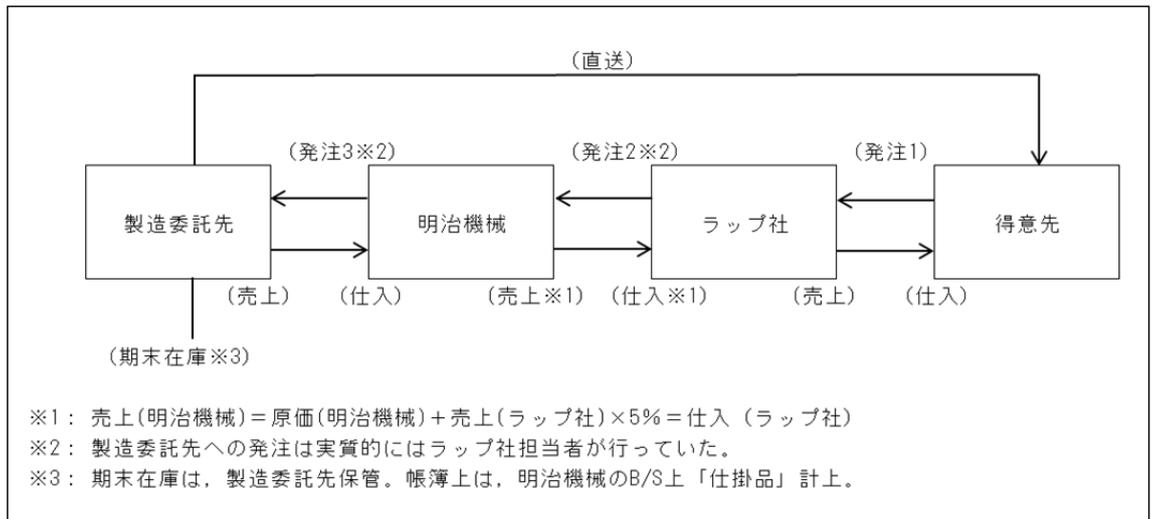
3 明治機械とラップ社の関係及びラップ社の事業

（1）ラップ社の連結子会社化

ラップ社は、平成11年（1999年）12月に明治機械と業務提携を行った。その後、当時の明治機械会長のK氏がM&Aに積極的であったことから、明治機械は、平成16年（2004年）8月にラップ社から普通株式22,500株（議決権割合75.0%）の第三者割当を引き受け、同社を明治機械の連結子会社とした。

（2）明治機械及びラップ社の事業の流れ

ラップ社は、シリコンウェハー研削・研磨機の開発・製造・販売事業を行っており、装置機械の製造は外部業者（HA社など）に委託していたが、さらに、明治機械との業務提携により、設計、開発をラップ社において行い、製品の製造は外部業者に委託し、当該製造委託先から明治機械が仕入れ、ラップ社が販売顧客を開拓し、販売先が確保できた段階でラップ社が明治機械から製品を仕入れて、顧客に販売するスキームが下記図のとおり確立された。なお、製品自体は、製造委託先から顧客に直接納品される。



(3) ラップ社の特色

ラップ社H氏の説明によると、シリコンウェハー研削・研磨機は、通常は受注後にその仕様のもとに製造するものであるが、ラップ社は、競合大手他社に対抗するため、各社の設備投資計画の情報を予め収集し、どの会社がどのような装置機械をどの時期にどれだけ必要とするかを把握した上で、同研削・研磨機の基本的な部分を先行して製造し始めること(先行手配)により、納期の早期化と大幅な値引要求への対応を実施していた。

(4) ラップ社の取引先との決済条件及び売上計上基準

ラップ社の取引先との決済条件は様々であり、国内の得意先との間では、主に検収後の支払が多いが、海外の得意先との間では、①信用状取引の他、②検収完了後の回収、③船積後一定割合の回収(約7割前後、残額は検収完了後の回収)等がある。

ラップ社は、収益の計上基準として、出荷時点で売上を計上するいわゆる出荷基準を採用していた。

第3 本件調査結果

1 調査結果の概要

(1) 押込売上計上及び架空売上計上, 不適切な貸倒引当

ラップ社は、平成20年(2008年)3月期に売上計上した20台、平成21年(2009年)3月期に売上計上した42台の装置機械のうち、平成20年(2008年)3月期に売上計上した6台、平成21年(2009年)3月期に売上計上した11台について、その代金約15億円が長期滞留債権として資金回収がなされないままであったが、本件調査の結果、上記の合計17台は押込販売あるいは架空販売であったことが判明し、これについては明治機械及びラップ社ともに認めているところである。

なお、これに伴い平成22年(2010年)3月期に計上された、不適切な押込売上あるいは架空売上にかかる貸倒引当金についても訂正が必要である。

(2) 不適正な原価流用

上記調査の過程で、ラップ社の仕掛品についても不適正な原価流用により増額されていることが判明した。これについても、明治機械及びラップ社ともに認めているところである。

2 押込売上及び架空売上の詳細

ラップ社H氏の説明によると、平成20年(2008年)3月期及び平成21年(2009年)3月期において、ラップ社の債務超過を回避するために、以前から営業活動を行っていた取引先等から正式発注がないにもかかわらず、その代理店に注文書の発行を依頼し、装置機械を出荷させる押込販売、発注の見込みが全くないのに架空の注文書の作成を依頼し、装置機械を出荷させる架空販売等を行い、売上計上したとのことである。

ラップ社が平成20年(2008年)3月期及び平成21年(2009年)3月期に押込売上あるいは架空売上を行った装置機械は以下のとおりである。

平成20年(2008年)3月期

(単位:円)

No	代理店名	顧客名	受注作番	製品	金額
----	------	-----	------	----	----

1	ア社	A社	CC-3122	CMG802XJ	110,000,000
2	B社	B社	CC-3155	LGP508	40,000,000
3	イ社	C社	CC-3152	LGP708XJ#3	220,000,000
4			CC-3153	LGP708XJ#1	110,000,000
5			CC-3154	LGP708XJ#2	110,000,000
6	ウ社	D社	CC-3121	CMG802XJ#6	93,000,000
合計					683,000,000

平成 21 年（2009 年）3 月期

（単位：円）

No	代理店名	顧客名	受注作番	製品	金額
7	エ社	E社	CC-3168	DMG6111#6	12,150,000
8	オ社	F社	CC-3162	LGP708XJ#1 2	140,000,000
9			CC-3163	LGP708XJ#1 3	140,000,000
10	カ社	G社	CC-3165	LGP708XJ#1	150,000,000
11			CC-3166	LGP708XJ#2	150,000,000
12			CC-3167	LGP708XJ#3	150,000,000
13	キ社	H社	CC-3171	CMG802XJ#7	94,000,000
14			CC-3172	CMG802XJ#8	94,000,000
15		I社	CC-3173	CMG802XJ	110,000,000
16		J社	CC-3169	LGP808XJ#5	160,000,000
17			CC-3170	LGP808XJ#6	160,000,000
合計					1,360,150,000

（1）No.1 及び No.2 について

ア 受注及び出荷に関する証憑

注文書，出荷案内書兼物品受領書，納品書，請求書により確認された No.1 及び No.2 の販売及び出荷の事実は以下のとおりである。

No	注文書発行日	出荷案内書兼物品受領書 に記載の受領日	納品書及び請求書発行日
1	平成 20 年 (2008 年) 3 月 3 日 *注文内示書	平成 20 年 (2008 年) 3 月 31 日	平成 20 年 (2008 年) 3 月 28 日
2	証憑は確認できなかった。	平成 20 年 (2008 年) 3 月 14 日	平成 20 年 (2008 年) 3 月 14 日

イ 返品に関する証憑

No.1 及び No.2 の返品を示す証憑はない。

ウ 出荷偽装の経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.1 は、以前から営業活動を行っていたA株式会社（以下「A社」という。）からの正式発注がないにもかかわらず、代理店であるア株式会社（以下「ア社」という。）を納品先とした注文内示書の発行を依頼し、No.2 は、ラップ社の取引先であったB株式会社（以下「B社」という。）に、未だ発注がないにもかかわらず注文書の作成を依頼し、売上計上したものであり、いずれも実際の納品が行われていないにもかかわらず、ラップ社の物流を委託していた元T運送店（以下「T運送店」という。）に、「出荷案内書兼物品受領書」の作成を依頼して、納品の事実を偽装したものである。

また、ラップ社H氏の説明によると、No.1 は、その後 No.13 に転用され出荷されたとのことである。

なお、平成 21 年 (2009 年) 3 月 2 日付けのラップ社H氏から高橋社長に宛てたメールには No.1 の処理につき「入金の可能性がなく 1 年経過物件であるため期末残高証明などの関係から今月 (3 月) 赤伝処理をします。12 月頃から赤伝のタイミングは考慮していたので、ラップの決算予定数字に変更はありません。処理方法は一貫性を考慮して、前回 12 月の No.2 向けの赤伝の時と同じ、ラップ商品在庫にする (セミコン仕掛まで戻さない) 処理にしておきます。」と述べられており、平成 24 年 (2012 年) 8 月 29 日付けのラップ社S元社長から明治機械O取締役宛てたメールには「2007 年頃にA社からの引合に対して、翌年

2008年3月31日売上という事で、製作を開始したものです。しかし、A社からPOは出ず、決算上の都合で計上を既にした物件であったことから、約1年間（但し、韓国出荷以前に日本国内にあった約1年の間にテスト装置として短期間使用した経緯はあります。）に証拠づくり（監査法人対策）の為に、2009年3月ウ社に輸出され、その後キ社に1年間保管された装置です。その後、キ社からの強い返却要請があり、#5LGP-808XJと同時に引き取った案件と記憶しております。」と述べられており、ラップ社H氏の前記説明が一定程度裏付けられている。

エ 現在の状況

No.1 及び No.2 のその後、現在までの状況は以下のとおりである。

No	日付	その後、現在までの状況	金額
1	—	NO. 13 に転用	—
2	平成 23 年（2011 年）3 月 31 日	M技研に譲渡	682,548

(2) No.3, No.4, No.5 について

ア 受注及び出荷に関する証憑

P/O, B/L, Invoice により確認された No.3 ないし No.5 の販売及び出荷の事実は以下のとおりである。

No	P/O 発行日	B/L 発行日	Invoice 発行日
3	平成 20 年（2008 年） 3 月 20 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 31 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 24 日
4	平成 20 年（2008 年） 3 月 20 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 31 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 24 日
5	平成 20 年（2008 年） 3 月 20 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 31 日	平成 20 年（2008 年） 3 月 24 日

イ 返品に関する証憑

B/L, 輸出許可通知書により確認された各機の返品状況は以下のとおりである。

No	B/L 発行日	輸入許可通知書 (入港日)	輸入許可通知書 (申告日)
3	平成 20 年 (2008 年) 7 月 25 日	平成 20 年 (2008 年) 7 月 29 日	平成 20 年 (2008 年) 8 月 6 日
4	平成 20 年 (2008 年) 7 月 25 日	平成 20 年 (2008 年) 7 月 29 日	平成 20 年 (2008 年) 8 月 6 日
5	平成 20 年 (2008 年) 7 月 25 日	平成 20 年 (2008 年) 7 月 29 日	平成 20 年 (2008 年) 8 月 6 日

ウ 出荷から返品に至る経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.3 ないし No.5 は、以前から営業活動を行っていたC社（以下「C社」という。）の正式受注が遅れていたことから、代理店であるイ社（以下「イ社」という。）に、正式発注がないにもかかわらずC社を納品先とした注文書の作成を依頼し、売上計上したが、いずれも出荷した後、イ社の倉庫に保管され、返品後はH A社に戻されて保管されていたものである。

B/L でも上記のとおり出荷と返品が記録されている。

ラップ社従業員の説明によると、No.3 ないし No.5 はイ社の倉庫に保管されていたものであるが、イ社は手続に不慣れであったため、エ社（以下「エ社」という。）が手続きを代行していたとのことであり、平成 20 年 (2008 年) 8 月 7 日付けのエ社従業員からラップ社従業員に宛てたメールでは「3つの装置の件ですが、運賃と倉庫の費用が請求したいと思います。添付で明細と Invoice を送るので、確認してお願いします。」と述べられており、ラップ社従業員及びラップ社H氏の説明が一定程度裏付けられる。

エ 現在の状況

No.3 ないし No.5 の返品後の現況は以下のとおりである。

No	日付	その後、現在までの状況	金額
3	平成 23 年 (2011 年) 3 月 31 日	M技研に事業譲渡	30,354,205
4	平成 22 年 (2010 年)	検収完了、C社に販売	113,000,000

	7月9日		
5	平成23年(2011年) 8月5日	M技研を代理店としてC社に販売	40,000,000

(3) No.6について

ア 受注及び出荷に関する証憑

P/O, B/L, Invoice により確認された No.6 の販売及び出荷の事実は以下のとおりである。

No	P/O 発行日	B/L 発行日	Invoice 発行日
6	平成20年(2008年) 3月24日	平成20年(2008年) 3月31日	平成20年(2008年) 3月26日

イ 返品に関する証憑

B/L, 輸入許可通知書により確認された No.6 の返品的事実は以下のとおりである。

No	B/L 発行日	輸入許可通知書(入港日)	輸入許可通知書(申告日)
6	平成21年(2009年) 6月6日	平成21年(2009年) 6月7日	平成21年(2009年) 6月10日

ウ 出荷から返品に至る経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.6は、以前から営業活動を行っていたH社(以下「H社」という。)からの正式受注が遅れていたことから、D社からの正式発注がないにもかかわらず、代理店であるウ社(以下「ウ社」という。)にウ社を納品先とした前倒しの注文書の作成を依頼し、売上計上したものであり、実際に出荷しH社に納品したが、H社から業績悪化を理由に返品され、返品後は、HA社で保管されていたものである。

B/Lでも上記のとおりウ社への出荷と返品が記録されている。

エ 現在の状況

No.6 の返品後、現在までの状況は以下のとおりである。調査委員が HA社を訪問し現物確認したところ、No.6 は、HA社第 5 工場に保管されていた。

No	日付	その後、現在までの状況	金額
6	平成 21 年 (2009 年) 6 月 6 日	返品後、HA社に保管され、現在に至っている。	—

(4) No.7 について

ア 受注及び出荷に関する証憑

P/O, B/L, Invoice により確認された No.7 の販売及び出荷の事実は以下のとおりである。

No	P/O 発行日	B/L 発行日	Invoice 発行日
7	平成 21 年 (2009 年) 2 月 3 日	平成 21 年 (2009 年) 2 月 28 日	平成 21 年 (2009 年) 2 月 13 日

イ 返品に関する証憑

B/L, 輸入許可通知書により確認された No. 7 の返品の状況は以下のとおりである。

No	B/L 発行日	輸入許可通知書 (入港日)	輸入許可通知書 (申告日)
7	平成 22 年 (2010 年) 10 月 30 日	平成 22 年 (2010 年) 11 月 4 日	平成 22 年 (2010 年) 11 月 8 日

ウ 受注、出荷から返品に至る経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.7 は、以前から継続取引があった E社 (以下「E社」という。) から発注があり、装置機械を製造し、E社を代理店として出荷されたものであり、E社は、ラップ社から装置機械を仕入れ、E社で加工した上で、エンドユーザーに販売する方法となっており、No.7 以前に販売した 5 台については問題なく決済されてきていたが、No.7 に関しては、E社の販売先が購入しないことになったため、装置機械の不具合を理由に返品され、返品後は、HA社で保管され

ていたものである。

B/Lでも上記のとおり出荷と返品が記録されている。

エ 現在の状況

No.7の返品後、現在までの状況は以下のとおりである。調査委員がHA社を訪問し現物確認したところ、No.7は、HA社ショールームに保管されていた。

No	日付	その後の状況	金額
7	平成22年(2010年) 10月30日	返品後、HA社に保管され、現在に至っている。	—

(5) No.8及びNo.9について

ア 受注及び出荷に関する証憑

P/O, B/L, Invoiceにより確認されたNo.8及びNo.9の販売及び出荷の状況は以下のとおりである。

No	P/O 発行日	B/L 発行日	Invoice 発行日
8	平成20年(2008年) 12月24日	平成21年(2009年) 3月27日	平成21年(2009年) 3月21日
9	平成20年(2008年) 12月24日	平成21年(2009年) 3月27日	平成21年(2009年) 3月21日

イ 返品に関する証憑

No.8及びNo.9は、返品されていない。

ウ 出荷の経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.8及びNo.9は、以前から営業活動を行っていたオ社(以下「オ社」という。)の正式受注が遅れていたため、オ社の正式発注がないにもかかわらず、エ社に前倒しの注文書の作成を依頼し、売上計上したものであり、実際に出荷し、オ社に納品したが、工場への据付がなされないまま同社の倉庫で保管されているものであ

る。

平成 20 年（2008 年）12 月 25 日付けのラップ社H氏からラップ社S元社長，その他従業員，CC としてラップ社H元社長に宛てたメールには「昨夜オ社からオ社向け LGP-708XJ#12,#13 の注文書が入ったが，これは子会社からの注文書なのでこれだけでラップマスターの受注や売上処理は不可能。この場合は子会社がユーザーから正式注文書を受注した証が必要。明治機械セミコン事業部とラップマスターの場合も同様。親会社だけが売上処理する事は出来ない。以上の事から本来はこの書面だけでラップマスターの正式受注処理は出来ないが，月末処理までに日数が無いので遅くとも来月早々にエ社がユーザーから正式注文書を受注した証を送ってくる事を前提に取り敢えず 12 月で受注処理をする。3 月までこの状態のままでは 3 月売上計上不可。」との記載が確認され，ラップ社H氏の説明が一定程度裏付けられている。

エ 現在の状況

No.8 及び No.9 のその後，現在までの状況は以下のとおりである。

平成 22 年（2010 年）4 月 8 日付けの明治機械監査役会作成の「ラップマスターSFT 社が保有する長期滞留債権の調査結果報告」によれば，No. 8 及び No.9 は，オ社の倉庫に保管されていることが写真撮影されている。

No	日付	その後の状況	金額
8	平成 21 年（2009 年） 3 月 27 日	オ社倉庫に保管され，現在に至っている。	—
9	平成 21 年（2009 年） 3 月 27 日	同 上	—

（6）No.10, No.11, No.12 について

ア 受注及び出荷に関する証憑

注文書，出荷案内書兼物品受領書，納品書，請求書により確認された各機の販売及び出荷の状況は以下のとおりである。

No	注文書発行日	出荷案内書兼物品受領書に	納品書及び請求書発行日
----	--------	--------------	-------------

		記載の受領日	
10	平成 21 年 (2009 年) 1 月 20 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 7 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 6 日
11	平成 21 年 (2009 年) 1 月 20 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 7 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 6 日
12	平成 21 年 (2009 年) 1 月 20 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 7 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 6 日

イ 返品に関する証憑

No.10 ないし No.12 については、出荷されていない。

ウ 出荷偽装の経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.10 ないし No.12 は、以前から営業活動を行っていたG株式会社（以下「G社」という。）、K株式会社、株式会社L社の設備投資計画の凍結により、G社の親会社の元従業員が経営するカ社に対して、同親会社の別の子会社であるG社からの発注がないにもかかわらず架空の注文書の作成を依頼して、売上計上したものであり、実際には納品が行われていないのに、T運送店に架空の「出荷案内書兼物品受領書」の作成を依頼し、納品の事実を偽装したものである。

また、ラップ社H氏の説明によれば、No.10 ないし No.12 の作番は、ほとんどが原価流用により付け替えられたものであり、実際には製造されておらず、会計監査人による監査の際には、別の簿外品を示した上で、虚偽の説明をしていたとのことである。

平成 21 年 (2009 年) 2 月 9 日付けのラップ社H氏からT運送店に宛てたメールには、「この中のG社は「架空の物件」です。この分の運送費と受領印を発生させておく必要があります。」と述べられており、T運送店も架空の「出荷案内書兼物品受領書」を作成したことを認めていることからラップ社H氏の説明が一定程度裏付けられている。

エ 現在の状況

No.10 ないし No.12 については、製造されていない。

(7) No.13, No.14, No.15, No.16, No.17 について

ア 受注及び出荷に関する証憑

P/O, B/L, Invoice により確認された No.13 ないし No.17 の販売及び出荷の状況は以下のとおりである。

No	P/O 発行日	B/L 発行日	Invoice 発行日
13	平成 21 年 (2009 年) 2 月 17 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 16 日
14	平成 21 年 (2009 年) 2 月 17 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 16 日
15	平成 21 年 (2009 年) 2 月 17 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 16 日
16	平成 21 年 (2009 年) 1 月 29 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 13 日
17	平成 21 年 (2009 年) 1 月 29 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日	平成 21 年 (2009 年) 3 月 13 日

イ 返品に関する証憑

B/L, 輸入許可通知書により確認された No.13 ないし No.17 の返品の状況は以下のとおりである。

No	B/L 発行日	輸入許可通知書 (入港日)	輸入許可通知書 (申告日)
13	平成 22 年 (2010 年) 2 月 19 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 23 日
14	平成 22 年 (2010 年) 2 月 19 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 23 日
15	平成 22 年 (2010 年) 2 月 19 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 23 日
16	平成 22 年 (2010 年) 2 月 19 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 23 日
17	平成 22 年 (2010 年) 2 月 19 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	平成 22 年 (2010 年) 2 月 23 日

ウ 出荷から返品に至る経緯

ラップ社H氏の説明によると、No.13 ないし No.17 は、以前から営業活動を行っていたH社、I社、J社からの正式受注が得られていなかったにもかかわらず、代理店であるキ社以下「キ社」という。)に注文書の作成を依頼して、上記3社への売上を計上したものであり、No.13 は先に売上計上したものの実際には出荷していなかった No.1 を(転用)、No.14 及び No.15 は未完成仕掛品を、No.16 は先行手配後に完成させた製品を、No.17 は簿外品となっていた仕掛品をいずれもキ社に出荷し、その後、キ社から返品されてからは、No.13 はM技研に譲渡し、No.14 は返品後に完成させてM技研を通じてM社に販売し、No.15 は返品後に仕掛品を完成させてHA社で保管してもらい、No.16 はJ社に対し新型機を販売する際にサービス品として値引販売され、No.17 はHA社で保管してもらっていたものである。

B/Lでも、No.13 ないし No.17 が上記のとおり出荷され、その後返品されていたことが記録されている。

なお、平成22年(2010年)1月12日付けのキ社からラップ社S元社長宛てのメールには、会計監査人がキ社に送付した「残高確認書」への回答案を添付し、更に「808XJ2台と802XJ3台の内 実際は808XJ(1台)と802XJ(1台)だけをキ社にて保管中ですが、このように回答したいと思います。この2台も、保管期限の1年間が今年の2月28日で切れます。これ以上は延期できず、御社へ Ship-Back しなければなりませんので手続の為、送り先などを教えてください。」との記載が確認され、ラップ社H氏の説明が一定程度裏付けられている。

エ 現在の状況

No.13 ないし No.17 の返品後、現在までの状況は以下のとおりである。なお、調査委員がHA社を訪問し現物確認したところ、No.14 はHA社クリーンルームに、No.15 はHA社第5工場に保管されていた。

No	日付	その後の状況	金額
13	平成 23 年 (2011 年) 3 月 31 日	M技研に事業譲渡	24,719,669
14	平成 23 年 (2011 年) 5 月 16 日	M技研を代理店としてもM社に販売。	25,398,778
15	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	返品後, HA社に保管され, 現在に至っている。	—
16	平成 23 年 (2011 年) 1 月 15 日	J社に対し新型機を販売する際にサービス品として値引販売。	10,000,000
17	平成 22 年 (2010 年) 2 月 20 日	製造されていない。	—

3 不適切な原価流用の詳細

(1) 適正な原価流用

原価流用とは, 明治機械において, 製造委託していた装置機械が完成した時点で, 余った部材が他の仕掛中の装置機械の製造部材として転用できる場合に, 製造委託先とラップ社の判断により, 完成済み装置機械の原価の一部を他の仕掛中の装置機械の部材に付け替えることをいう。この結果, 明治機械の損益計算書上の「売上原価」が減少し (利益が増加), 貸借対照表上の資産である「仕掛品」の金額が増加することとなる。

この原価流用は, ラップ社技術部において「原価付替依頼票」が起票され, ラップ社内での承認後, 明治機械セミコン事業部にその「原価付替依頼票」が回付され, これに基づき原価管理システムの TECHS に入力される手続で行われる。

(2) 不適正な原価流用

ラップ社H氏の説明によると, 平成 20 年 (2008 年) 3 月期において, 押込販売等による売上計上だけでは, 債務超過の回避が困難であったことから, 利益水増しのため, 不適切な原価流用を行ったとのことであった。なお, ラップ社H氏は, 平成 21 年 (2009 年) 3 月期等においても不適切な原価流用を行ったことも認めている。具体的には, ラップ社H氏がラップ社における原価流用の承認権限者である立場を利用し, ①当該「原価付替依頼票」に技

術部担当者の記名押印等が無いこと、②原価付替に係る証憑類の添付がなされていないこと、③別途「原価付替依頼票」のフォーマットを有しており、これを自ら作成可能であったこと、④「原価付替依頼票」上は「付替部品名」の記載又は詳細資料の添付が必要であったが、当該記載等がなくても内部監査及び監査法人による監査上特に問題が指摘されていなかったこと等を奇貨として、ラップ社技術部からラップ社H氏に「原価付替依頼票」が回付された際に、当該「原価付替依頼票」を破棄し、新たに原価流用額を水増しした「原価付替依頼票」を作成し、これを明治機械セミコン事業部に回付することにより、TECHS に水増しされた原価流用額を入力させ、利益と資産(仕掛品)を水増しさせていたものである。

ラップ社H氏は、平成 19 年(2007 年)、平成 20 年(2008 年)及び平成 21 年(2009 年)3 月期に不適切な原価流用を行ったと説明するものの、現在残っている「原価付替依頼票」から不正前の正しい金額を確定することは極めて困難であり、またラップ社H氏が不適切な原価流用を行っていたことを直接に立証する証憑類もない。

しかしながら、平成 20 年(2008 年)4 月 9 日付けのラップ社H氏から高橋社長に宛てたメールには「ラップ売上が 102,000,000 にもかかわらず利益を出していますので当然今季売上予定物件に分散して流用しています。～明治内監査役にその説明が必要な場合はイニシャル分や改造作成部品を次の CMG 関連などに流用したと説明してください。さらに原価から有償支給分が差し引かれるので多少の利益が出る計算となっています。」と述べられており、平成 21 年(2009 年)1 月 7 日付けのラップ社H氏から高橋社長に宛てたメールにも「J 社は長期化しすぎた為に原価も異常値になってしまい、例えば、ラップ側で赤字計上した場合でも赤字が大きすぎて、結果的に連結決算で明治側にも影響がでてしまう。以上の事も想定すると本件に限っては今のうちに流用処理しておくべきかと考えます。」と述べられており、原価流用を行っていたとのラップ社H氏の説明が一定程度裏付けられている。

また、明治機械監査室作成の平成 19 年(2007 年)12 月 7 日付「内部監査報告書」には、「(5) 部品流用の管理」として、「仕込部品等の原価を振替える時は、⑤原価付替依頼票により行い、製造後 1 年以上経過した先行手配品への原価付替を禁止している。<<以前、先行手配品の在庫に原価

を振替、売上原価を操作していた為禁止している。>>」と記載されている。さらに、明治機械における TECHS のデータを分析すると、TECHS が運用され始めた平成 17 年（2005 年）11 月以降において、説明のつかない原価流用のあった形跡が窺われる上、後述のとおり、平成 22 年（2010 年）から行われた外部のコンサルタントによる検討の中でも、不適切な原価流用が行われていたとの指摘がなされ、その金額の特定作業が行われたこと等の事情を総合すると、平成 18 年（2006 年）3 月期以前から不適正な原価流用が行われていたことは明らかであると考えられる。

4 押込売上・架空売上及び不適切な原価流用が会計監査において隠蔽され続けた経緯

ラップ社H氏は、「ラップ社は押込販売等によりその後装置機械が返品されたり、取引先の倉庫に保管されたまま未検収の状態であったが、会計監査人の監査によってこの点が発覚するのを防ぐため、監査にあたって虚偽の説明等を行うのはもちろん、納品先に残高確認書への虚偽の記載を依頼したり、不適正な原価流用により仕掛品が過大に計上されていることを隠すため、実地棚卸において、立ち会った会計監査人に対し、全く別の仕掛品や簿外部品を示して騙していた。」旨の説明をするが、当調査委員会の調査により、ラップ社H氏の上記説明が一定程度裏付けられるメールの存在が判明している。以下、その一部を例示する。

(1) 平成 22 年（2010 年）1 月 12 日付けのキ社からラップ社S 元社長宛ての前記 2（7）ウのメールに対して、ラップ社H氏からキ社側宛てに「トーマツから今週末ぐらいに正式書面が届きますので、添付ファイルのように記入してください。5 台とも受け取っているが、すべて未検収、と言う確認書です。貴社には一切迷惑はかかりません。」との返信を出している。

なお、キ社は、平成 22 年（2010 年）1 月 13 日付けで、商品は受け取っているが未検収である旨を記載した回答書を会計監査人に送付しているが、同年 2 月 19 日付けで 5 台の装置機械がラップ社に返品されていることは前述のとおりである。

(2) また、カ社との取引に関し、そもそも、G社に装置機械が納品されて

いないことは前述のとおりであるにもかかわらず、会計監査人による残高確認に関し、以下のようなメールが存在する。

平成 22 年（2010 年）1 月 25 日付けのラップ社の K 氏からカ社側に宛てたメールで、「先日電話でお話いたしました、売上げ残高確認書の記名捺印の件 添付のような内容で監査法人トーマツから送られますので再度申し訳ありませんがよろしくお願いたします。」と述べられており、当該メールに対するカ社側からの返信に「4 億 7 千万円と高金額ですね！謝礼は幾らを考えられているのでしょうか？」と述べられており、さらに K 氏がこれに返信したメールでは「法的にも検収が計上されていないので支払う必要は有りません。若し万一未検収だけで承認が難しくなった時には返品処理を受ける事を約束いたします。」、「謝礼は利益が全くなく大赤字ですから計上することは難しいです。前回はテスト用のウェーハにて誤魔化しましたが、最近はその仕入も全くないので仕入することにも儘なりません。よって勝手申しますがほんの少しになります、時期をづらして 4 月頃に成ってテストウェーハを 50 枚 ×@4000 - =20 万円で勘弁していただきたく重ねてお願い申し上げます。」と述べている。

K 氏は、調査委員会に対し、上記メールにつき、「良く覚えていない。」旨陳述するが、少なくとも上記メールの内容から判断する限り、実態のない取引に関する会計監査人の残高確認書に関する偽装工作をラップ社が行おうとしていたことは明らかと考えられる。

- (3) 平成 22 年（2010 年）4 月 12 日付けの会計監査人担当者からラップ社 H 氏、CC として N 監査役に宛てたメールで「ウ社の確認状が回収されましたので添付いたします。回答内容は「平成 21 年（2009 年）6 月 6 日に返品しました。添付資料を参照ください。」というものでした。現時点での状況などをお知らせください。」と問い合わせられたのに対して、ラップ社 H 氏が「返品された現物は HA 社クリーンルームに設置されています。3 月 25 日の現物確認に CA-0220（30,655 千円）CMG-6024XJ として説明させて頂いた装置です。正しい CA-0220 仕掛品は T 運送店足利倉庫に半完成部品レベルで保管しています。上記はオフレコ（非公式）回答です。」と述べて、会計監査人により実施されて

いる現物確認時に、会計監査人担当者に対して別の製品を見せて虚偽の説明をしていたことを認める内容の返信メールを会計監査人担当者に送信している。

- (4) 平成 24 年 (2012 年) 2 月 13 日付け、明治機械N監査役からエ社の担当者に宛てたメールには「あなたから要求があった退職金支払時期について、私たちは検討して以下のとおりに決定しました。昨年と同様にトーマツから要求されるオ社の確認書の手続 1. トーマツからの確認書が届いたら、あなたは責任を以って、オ社名とご担当者の署名を記入したものを我々とトーマツに速やかに返送すること。2. そしてこれらの手続を、いかなることがあっても無償で実行すること。上記を約束するなら、あなたの退職金は速やかに支払われます。」と述べられており、また、これに先立って平成 23 年 (2011 年) 5 月 6 日付けのN監査役よりラップ社H氏に宛てたメールには、「オ社の上記担当者からオ社預り書メールきましたが、こんなもので会計監査人の先生は OK でしょうか? OK するといえば本書を送るといつて来ています。」と述べられている。

さらに、本件に関連して、平成 23 年 (2011 年) 7 月 25 日付けのN監査役からS監査役、CCとして高橋社長、O取締役、ラップ社H氏に宛てたメールには、N監査役がエ社の上記担当者で行った、退職までの給与、退職金にかかる打ち合わせの内容が報告されており、支払の条件となる4つの課題として、「3. 上記担当者は台中の倉庫に保管している2台のCMP装置の案件のように、明治のいかなる要求についてお手伝いすることを確約する。そして上記担当者は、平成 23 年 (2011 年) 12 月以降でもこのような事項についてお手伝いする。また移動するための費用は明治もしくはラップ社が支払う。」との記載もある。

5 明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を防止あるいは早期に是正できた可能性の検討

押込売上・架空売上及び不適正な原価流用については、関係者の陳述やメール等の検討から、ラップ社内においては周知の事実であったと認められるが、明治機械幹部及び会計監査人がこれを防止しあるいは早期に是正できた

可能性を検討する。

(1) 不正会計を明治機械幹部が防止できた可能性

ラップ社では、債務超過回避のため押込売上や架空売上を平成20年(2008年)3月期から始めているが、その不正な会計を行うにあたって、ラップ社H氏は、平成20年(2008年)1月16日付けの高橋社長宛ての「本メールはもちろん高橋社長しか送っていません」という件名のメールで、「しかし高橋副社長【当時】よりテクニックは最後の手段、それまでは最善を尽くせとの事だった。これが12月ころ。」、「生き残りを掛けて、最終手段をとるしかないのでは。具体的には、最後まで頑張って3月までに正式注文書が取れなかった物件について、注文書を捏造します。時期はずれても正式注文書は後から必ず来る物件(長期契約分)ばかりです。装置は先行手配しているのだから無理やり船積みもします。(輸出物件を売り上げるには船積み書類が必要)。後は時期が来るまで海外代理店の保全倉庫で保管してもらおう。」、「絶対に高橋副社長【当時】には迷惑はかけられないので、独断で実行したい。」と述べており、平成20年(2008年)3月期には、押込売上や架空売上を実行する方針であることを事前に報告しているメールの存在が当調査委員会の調査により判明している。(【当時】については当調査委員会で付した。)

そして、高橋社長は、この当時から本件のような不正会計に関わる事項以外の案件についてはラップ社H氏からのメールに対して適宜返信メールを送っていることが認められるところであり、ラップ社H氏は、上記のメールについても高橋社長は当然これを読んでおり、その上であえて返信しないことにより押込売上等の不正な会計を黙認してくれているものと理解していた旨説明している。

これに対して、高橋社長は上記メールを見たかどうか記憶になく、見ていない可能性もある旨述べており、実際に、当調査委員会による調査でも上記メールに対する高橋社長からの返信メールは確認されず、高橋社長が、その当時、上記メールを確認したと断定することはできないものの、上記メールの件名に照らしても、少なくとも高橋社長が上記メールを契機として本件の不正な会計を行わないように指示することは可能な状況にあったと認められる。

(2) 押込売上等について返品を契機として明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を是正できた可能性

ア 押込売上等により出荷された装置機械は、平成 20 年（2008 年）8 月以降返品を受けている。

そのため、平成 21 年（2009 年）10 月 16 日付けのラップ社 S 元社長からラップ社従業員に宛てたメールでは、「イ社向けの架空売上の件は、承知していると思いますが、経緯と対策を記します。イ社経由で C 社にある LGP-708XJ3 台の入金が未完のため、監査法人のトーマツから売上戻しの要求が来ている。しかし、明治機械との連結決算が既に終了しているため、売上戻しは現実にはできない状況にある。従って、この架空の案件の扱いをどうするかが高橋社長と弊社間で議論になり、転売でしか対応できないとの結論に至った。」と述べられており、同年 10 月 30 日付けのラップ社 H 氏からラップ社 S 元社長宛てのメールでも「今明治機械で最も問題となっているのがラップマスターの長期売掛金 19 億円の未入金問題。特にイ社が 1 年半を経過してしまった為にこのままでは 4 億 4 千万円全額を売上取消ししなければならない。この大問題を一時的にでも回避する為に今回明治機械側の提案により転売処理する事にした。」と述べられている。

さらに、ラップ社 H 氏は、平成 22 年（2010 年）2 月 4 日付けの高橋社長宛ての「期末監査」という件名のメールで「今世紀最大？の最後の（最後にしたい）難関です。…現状をおおざっぱに整理しておきます。長期売掛金の装置は 2 年間で合計 14 台。そのうち 5 台は現物すらありません。残りの 9 台のうち 7 台までが、この 2 年間ですでに HA 社に戻って保管してあります。（残り 2 台だけが台湾の倉庫に保管中で PO 待ち）」と述べている。このメールについても、高橋社長は読んだかどうか記憶がない等と前同様の説明をするが、少なくとも上記メールについてもこれを読んだ上で、それを契機に所要の適正な是正措置をとることは可能であった状況が認められる。

さらに言えば、後述するとおり、上記メールが送信された時期は、平成 21（2009 年）年 12 月に明治機械の監査法人宛てに押込売上等の不正会計があったことを告発するメールが届き、社内で架空販売に関する調査が行われた時期と重なることからすれば、上記メールの重要性は相当高いものと考えられ、且つ、同メールには「期末監査」とのタイトルが付されてい

ることをも併せ考えれば、これを読んだ記憶がないとの高橋社長の説明はにわかには信じ難いものがある。

イ 他方、会計監査人は、前記4（3）のとおり、平成22年（2010年）4月12日付けのラップ社H氏、CCとしてN監査役宛ての「ウ社の確認状が回収されましたので添付いたします。回答内容は『平成21年（2009年）6月6日に返品しました。添付資料を参照ください。』というものでした。現時点での状況などをお知らせください。」という問い合わせへの回答メールの中で、ラップ社H氏が、現物確認時に別の製品を見せて虚偽の説明をしていたことを明らかにしたのであるから、その同じメールの中でラップ社H氏がウ社から返品された装置機械について、「弊社としては6月の再輸入はあくまでも検収を上げる為の追加改造の為であり正式注文書のキャンセルも受けていないので返品とは考えていない。その後装置改造は完了しているが客先への再輸出、受入許可が難航している。」と虚偽の説明をしたことに関して、①ウ社が監査法人に対して「返品した」と明確に述べていること、②当時、売掛金が長期滞留債権となっていること、③これ以前に架空販売が行われたとする上記告発メールが監査法人宛てに送付されていたこと、④ラップ社が主張する追加改造と返品とは、その実態が全く異なること等を勘案して、返品された装置機械の現況について再度現物確認を行う等していれば、ラップ社H氏の説明がこの点でも虚偽であることが分かり、この時期に会計監査人等にも押込売上等の事実が判明して、適宜の措置をとることができた可能性もあったと考えられる。

なお、ラップ社H氏から会計監査人への上記のメールは、高橋社長、0取締役、N監査役らも受信しているのであるから、同人らについても同様の指摘をすることができる。

（3）告発メールを契機として明治機械幹部が本件不正会計を是正できた可能性

平成21年（2009年）12月8日付けで会計監査人の窓口「ラップ社が研削装置の架空売り上げをし、1台の受注もないのに6台受注とし、韓国の取引先（キ社）から架空の注文書を発行しております。内、2台だけは本当に製造し一旦輸出し、韓国の取引先へ一時保管しました。」等の内容を記載した匿名の告発メールが送られてきたことから、明治機械の監査役会は、同月10日から告発メールの内容について調査（以下「告発メール調査」という。）

を開始している。

告発メール調査は、P/O、B/L、請求書等の証憑を徴求するとともに、ラップ社S元社長からヒアリングを行ったが、同氏が「告発メールの内容は事実無根であり、内容についても正確性、信頼性が無い。」と説明したことから、「証憑を精査し、慎重に協議した結果、告発メールの内容は事実と異なるものであり、事実無根である。」旨の結論を出して、平成22年(2010年)2月12日付けで高橋社長宛てに「有限責任監査法人トーマツへの告発メール検証等の調査結果報告」を提出した。

本件調査で明らかのように、上記告発メールは、確かに正確とは言い難い一面もあるものの、その一部には真相が述べられているとみられるものであり、少なくとも「事実無根」と簡単に片づけてよいというものではなかったと考えられる。

この点、告発メール調査の結果について、高橋社長及びN監査役は、「告発メールの送信者はラップ社H元社長であり、当該メール送信後、高橋社長を訪問し謝罪していたこと、ラップ社H元社長は精神疾患を患っていたこと、キ社に販売した台数は5台であるのに、6台と記載されている告発メールの内容は事実と異なっていること等により、重くは受けとめていなかった。」と説明している。

しかし、前述のとおり、高橋社長は、平成20年(2008年)1月16日付けの「注文書を捏造する」旨が記載されたメールをラップ社H氏から受信しているとともに、平成22(2010)年2月4日付けの「長期売掛金の装置合計14台のうち5台は現物すらなく、残りの9台のうち7台がすでに返品を受け保管している」旨が記載されたメールもラップ社H氏から受信していた事実が当調査員会の調査により判明している。

加えて、ラップ社H氏は、平成22年(2010年)2月3日付けで高橋社長に宛てた「N監査役」という件名のメールで、「先程のメールを送った直後にN監査役に突然呼ばれて2人だけでこれまたオフレコの密談をしました。(ちょうどN監査役の定例日程で今日は経理部に来ていたようです。)昨日M会計士からN監査役に同様の依頼(現物確認)があったとの事で今朝の監査法人からの裏情報は事前にその事を僕に知らせてきたようです。あらかじめ内容を把握していたおかげで慌てはしなかったのですが、もう取り繕いようが無かったので全部ラップ社H前社長のせいにして、ある程度の現状をN監査

役に話しました。「だいたい解っていたけどそういう事なら(先程のメールのアイデアですが)1.客先から残高確認書はもらっている。2.客先生産ライン設置装置なので部外者が入る事は不可能。以上の理由から百歩譲って?3.監査法人を代行してラップ及び明治の監査役の入室許可を取り、代わりに責任を持って現物確認をして報告する。以上の方向にもって行くしかないかな」との話でした。…(あくまでも高橋社長を守るというスタンスでは一致しているように感じました)」と報告している。

上記メールの内容について、ラップ社H氏は、「もう取り繕いようがなかった」との記載は、「会計監査人が監査役の外国出張による現物確認の実施を要望してきている以上、押込売上等の実態を監査役に隠すのは困難であるという意味である」旨、「ラップ社H元社長のせいにして」との記載は「押込売上等は、高橋社長にも報告しつつ、ラップ社H元社長の指示のもとにラップ社H氏がやったことであるが、すべてをラップ社H元社長がしたことにしたという意味である」旨、N監査役の「だいたい解っていたけど」との記載は「N監査役も、押込み販売していたんだらうということはわかっていたと述べていたことを指している」旨、「(あくまでも高橋社長を守るというスタンスでは一致しているように感じました)」との記載は、「本件不正会計については、自分も以前から高橋社長に報告してきたが、万一の場合でも高橋社長に責任が及ばないようにしなければならないという考えは、自分だけでなくN監査役も同様に考えている様子であったということを高橋社長に報告したものである」旨、各説明している。同時に、ラップ社H氏は、当調査委員会に対し、「監査役会は、告発メールの内容について事実無根としているが、これは押込売上等の実態を知りながらこれを意図的に隠蔽したものであり、当時、告発メールに対して、ラップ社H元社長が高橋社長に謝罪したのは、(当該告発メールがラップ社H元社長が送信したものであることを前提に)事実無根の内容の告発メールを会計監査人に送付したことを詫びたのではなく、責任ある立場にありながらラップ社や明治機械を窮地に陥らせる内容の告発メールを会計監査人に出したことを詫びたものであり、それは高橋社長も当然わかっていると自分は思っていた」旨の説明をしている。

以上の事実関係を前提とすると、高橋社長やN監査役らの上記告発メールに対する対応は、不適切であったとの誹りを免れないと言うべきである。

(4) 貸倒引当金設定時に明治機械幹部及び会計監査人が本件不正会計を是正できた可能性

ラップ社は、平成22年(2010年)3月期において、平成20年(2008年)3月期及び平成21年(2009年)3月期に計上した押込売上等による売掛金債権が長期滞留していたことから、会計監査人の指摘を受け、当該債権に係る貸倒引当金1,646,872,315円を計上している。

この貸倒引当金計上につき、高橋社長は、「会計監査人に対し、過去の売上取引の取り消しを行なおうとしたところ、会計監査人がこれに難色を示し監査法人内部の審理が通らないこと等を理由に貸倒引当金の計上を求められた。」と説明している。

この点に関し、会計監査人は、「高橋社長がそのような申し出をしてきたことはあったが、高橋社長は、押込売上等の事実を認めた上で売上が取り消されるべきであると説明したのではなく、貸倒引当金計上によれば十数億円の損失を計上せざるを得なくなるので、損失計上額が比較的小さくて済む売上の取消の方法を申し出てきたものであったと思った。そこで、会計監査人としては、そのような会社都合によって売上を取り消すという方法をとることはできないと回答した」旨説明しているが、いずれにせよ、この時点では既に上記告発メールも存在しており、且つ、少なくとも明治機械が売上の取消という方法を受入れる意向を示すに至っていたのであるから、明治機械幹部及び会計監査人においては、売掛金が長期滞留している原因について真摯な検討を行って、押込売上の実態を把握し、あるいは、売掛金回収の実情を踏まえて売上計上基準を見直す等して、本件不正会計をこの時点で是正することも可能であったと考えられる。

(5) 外部コンサルタントによる指摘の時点で明治機械幹部が本件不正会計を是正できた可能性

平成22年(2010年)4月27日、明治機械は、Mアドバイザー株式会社(以下「MA社」という。)との間で、ラップ社の事業売却の立案、検討、実行を目的としたアドバイザー契約を締結し、MA社の親会社からKA氏(以下「KA氏」という。)が明治機械に出向し、MA社と共にこの検討を行ったが、その際、KA氏から、ラップ社H氏に対して、不適正な原価流用

が行われている仕掛品残高にかかる疑義が指摘され、この経緯について、ラップ社H氏が高橋社長にメールで報告し、且つ、KA氏らにより今回問題となっている原価流用による不適正な原価の付替えの金額の特定についての検討が行われて、平成22年(2010年)6月14日付けで、上記検討を含む「半導体製造装置事業の検討結果報告書」が提出される等したことから、高橋社長も、遅くともこの時点までには、不適切な原価流用が行われていた事実を把握したのであるから、これを踏まえて、不適切な原価流用による不正会計の実態を自ら明らかにするとともに、会計監査人にその旨を通報して是正措置をとるか否かの検討をすべきであったと考えられるにもかかわらず、そのような措置はとられていない。

第4 財務諸表の訂正について

1 不適正な売上と貸倒引当の取消

前述のとおり、No.1ないしNo.17の売上については、いずれも不適切な押込売上あるいは架空売上であり、平成20年(2008年)3月期及び平成21年(2009年)3月期の売上を全て取り消し、その後転売できたものについてはその転売時点での売上を計上すべきであり、また、平成22年(2010年)3月期に計上された、不適切な押込売上あるいは架空売上にかかる売掛債権の貸倒引当についても、これも取り消し、各年度の財務諸表を訂正する必要がある。

上記の売上は押込み等によるものであることから、ラップ社が当時、売上計上基準として採用していた出荷基準によっても、取り消されるべきことが明らかである。従って、本件調査においては、当時、ラップ社が採用していた売上計上基準の妥当性の問題については検討する必要は乏しいと考えられるが、そもそもラップ社の装置機械に関しては、得意先の工場において当該製品の設置完了後、同機械を使用しての半導体等の試作製造を経て検収が行われることが代金支払いの条件となっていたこと等からすれば、得意先の検収をもって売上取引の実現とする「検収基準」が採用されるべきであったとの考え方もあり得るところであるし、仮に出荷基準を採用していたことが不適切であるとまでは言えないとしても、少なくとも検収基準を採用することが望ましかったことは明らかであると言うべきである。仮にラップ社が検収基準を採用していれば、売上計上のためには販売先から「検収」書類を徴

求することが必要となり、今回のような押込販売や架空販売を防げた可能性が高いとも考えられる。

2 不適正な原価流用による仕掛品金額の訂正

前述のとおり、明治機械の仕掛品には、利益の水増し等のために行われた不適正な原価流用によるものが含まれていると認められるところ、残存する証憑資料からは、一義的に不適切に行われた原価流用の金額を特定することは困難と言わざるを得ないが、①売上計上時に利益の水増しを目的として、本来の受注作番から他の作番（主に先行作番）へ原価を付替え処理されているものや、②売上計上前であるが当該受注作番の原価が多額になることが想定される場合の利益の確保を目的として他の作番への原価を付替え処理されるなどしているものに着目するなどして、平成 20 年 3 月期以前から不適正な原価流用が行われているとの実態にも留意しつつ、できる限り合理的な判断方法により、不適切な原価流用による不正会計の金額を明らかにして、適切な減額訂正をする必要がある。

第 5 原因分析、責任の所在及び再発防止策に関する提言

1 原因分析

(1) 債務超過回避とこれについての親会社からの圧力

ラップ社H氏は、押込売上等及び不適正な原価流用を行っていた理由として、ラップ社の債務超過回避の必要を挙げている。実際、平成 19 年（2007 年）11 月 9 日付けの明治機械から会計監査人に宛てた「報告書」では、平成 20 年（2008 年）3 月期上期の経営成績が売上高 8 億 8 千万円、純資産額が▲1 億 4,300 万円の債務超過であることを示した上で、「通期売上高は 28 億 4,400 万円、当期純損失 1 千 200 万円、純資産額 3 千万円を見込んでいる。」と述べるとともに、減損に対する合理的基準の設定につき「具体的には、ラップ社を子会社化した、平成 16 年 8 月から 3 年経過した 19 年 8 月期を含む期（平成 20 年 3 月期）の期末日で判断することとし…」と記載しており、ラップ社の債務超過回避が最重要問題になっていた。

そして、ラップ社H氏は、この状況をすべて高橋社長に明らかにしておきたいと考えて、前記の平成 20 年（2008 年）1 月 16 日付けの高橋社長宛てのメールで、「明治から債務超過は許さないと言われているとの事で、却下。

これが11月ごろ。」、「結局今回の問題は子会社から下方修正の進言をさせない親会社の圧力にあるのではないのでしょうか？この事は決して責任転嫁ではなく、今後どうやって立て直すかを定めるために避けてはいけない事実と考えます。」と述べていたほか、本件不正会計を行った後も、平成21年（2009年）6月29日付けの高橋社長宛てのメールでも、「高橋社長が今のラップ社をどうするつもりなのか全く見えません。これだけ架空の売掛金、架空の仕掛品が増加して、さらに今期中の設備投資再開が難しい現状では売上目標が達成されるわけもなく、生半可な方法で再建できるとは思えません。」と訴えていたところであり、ラップ社の債務超過回避とこれについての親会社である明治機械からの圧力が最大の原因であることは明らかである。

（2）明治機械幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如

本件不正会計の最大の原因がラップ社の債務超過回避にあったとはいえ、これを実行したラップ社幹部及び防止あるいは早期の是正措置ができなかった明治機械幹部のコンプライアンス意識の欠如もその原因の一つである。特に、ラップ社では幹部から多数の従業員に対して、押込み販売や架空販売の処理を指示するメールが公然と送信されており、コンプライアンス意識が全く欠如していたというほかない。

（3）会計監査に対する隠蔽工作

本件の不正な会計に長期間会計監査人の気づくところとならなかったのは、ラップ社H氏らが、会計監査にあたって、関係者の協力を得て発注や出荷・運送の虚偽内容の証憑をそろえて虚偽の説明をしていたほか、現物確認に際しても全く別の仕掛品を示して会計監査人を騙すなどの隠蔽工作を行っていたからである。

2 責任の所在

（1）ラップ社H元社長及びラップ社H氏

ラップ社の平成20年（2008年）3月期及び平成21年（2009年）3月期における取締役であったラップ社H元社長及び同社取締役であったラップ社H氏は、本件不正会計を実行した者である。特にその実行後、ラップ社H

社長が退任してからは、ラップ社H氏が中心になって会計監査にあたっての隠蔽工作などを行っていたもので、その責任は重いと指摘せざるを得ない。

(2) 高橋社長

高橋社長の責任に関しては、前記のとおり、ラップ社H氏から高橋社長に宛てた一連の本件不正会計に関する複数のメールが送信されている事実があり、また、ラップ社H氏は、平成21年(2009年)10月頃には、高橋社長に押込販売等の売上があったことは口頭で報告した旨、当調査委員会に対し陳述しているが、高橋社長は、かかる報告メールを読んだかについて、否定的な陳述をしていることや、ラップ社H氏の陳述には、変遷もあり全面的に信用し得るか問題もないわけではないことから、高橋社長が、本件不正会計やその隠蔽工作进行を指示した、あるいはこれを知っていながら阻止しなかったと認定するのは躊躇される。しかしながら、本件不正会計が行われた平成20年(2008年)3月期及び平成21年(2009年)3月期においてラップ社の監査役も務めていたところ、前記のとおり、平成20年1月16日付けで、ラップ社H氏から「本年3月までに正式注文書が取れなかった物件については注文書を捏造します」というメール等、一連の本件不正会計に関する複数のメールがラップ社H氏から送信されるなどしており、前記第3、5で指摘したとおり、各局面において、不正な会計を是正する措置をとることができた可能性が十分にあり、且つ、そうすべき立場にあったにもかかわらず、平成24年10月に証券取引等監視委員会から指摘されるまでその措置を全くとらなかったものであり、その責任は否定できない。

(3) 明治機械の監査役会

明治機械の監査役会(常勤監査役はN氏)は、前述のとおり告発メールが会計監査人に送付されてきたことから、同メールに記載された押込売上等の調査を行うこととなったにもかかわらず、ラップ社S元社長がヒアリングに対して「事実無根」と否定したことや出荷に関する形式的な書面等が整っていることを根拠に、これ以上、広く関係者をヒアリングし、あるいはメール等の資料の提出を求め、また、販売先に対する現物確認等の作業を行う等の十分な調査を行わないまま、不正会計を否定する結論を安易に出したとの印象を払拭できず、早期に本件不正会計を是正できなかったことについて責任

の一端があると指摘せざるを得ない。特に、N監査役は、前述のとおり、平成22年（2010年）2月3日付けのラップ社H氏から高橋社長に宛てた、ラップ社H氏がN監査役に押込販売について話した旨のメール及びこれに関するラップ社H氏の陳述からすると、告発メール調査にあたって、押込売上等があったことを知っていた可能性を否定できない。

（4）会計監査人

会計監査人は、ラップ社H氏らから多数回にわたり虚偽の説明をされ、あるいは真相を意図的に明かされない等の会社側の隠蔽工作が行われていた事実があったとはいえ、平成21年（2009年）3月期には、既に前年の押込売上等による多額の売掛債権が全く回収されておらず、返品も存在していたのであるから、ラップ社H氏の説明を鵜呑みにするのではなく、売掛金の長期滞留の原因を十分調査すべきであったと考えられるし、少なくともその後は、検収基準の採用を強く指摘し、売上計上基準を変更させるべきではなかったかとも考えられる。

さらに、平成21（2009年）年12月、本件不正会計の告発メールが送信されていた後の、平成22年（2010年）4月の会計監査人担当者からの問い合わせに対して、ラップ社H氏が仕掛品の現物確認において、実際とは別の物を見せて、仕掛品について虚偽の説明をしていたことを認める等したのであるから仕掛品などの現物確認にあたっては、一層注意を払い、売上原価を資産である仕掛品に付け替えていないかについて十分検討するとともに、長期滞留債権についても貸倒引当金を計上するという安易とも言える処理ではなく、そもそも売上の実体が認められるのか、売上を取消すべきではないのかといった点まで、慎重に検討するなど、十分な監査を行う必要があったと考えられる。

3 再発防止に関する提言

本件不正会計は、明治機械の連結子会社であるラップ社で行われたものであるが、ラップ社は本年3月をもって清算予定であるため、明治機械に対し再発防止に関する提言を行うこととする。

（1）幹部のコンプライアンス意識の確立

本件不正会計の最大の原因がラップ社の債務超過回避とこれについての親会社たる明治機械からの圧力にあったことは明らかである。まず、明治機械の幹部においては、設定目標の達成が著しく困難である場合に不正な会計処理が行われやすいことに留意して目標設定を行い、部下や子会社に対して過度の負担を感じさせることのないようにすることが望まれる。

部下や子会社が達成困難な目標を達成した場合は、不正な会計が行われた結果ではないかという観点からの検討も必要である。

まして、不正な会計処理の内部通報があった場合は、一部の関係者がヒアリングで否定したとしても、それを鵜呑みにするのではなく、証憑類を徴求して様々な観点から十分な調査を行う必要がある。

そして、最も根本的には、明治機械のような上場会社においては、有価証券報告書等を通して、株主等ステークホルダーに対して経営の状況を開示することによって経営責任が果たされるということを念頭において、正確な財務諸表を明らかにすることの重要性を常に認識し、粉飾した財務諸表は市場に対する裏切りであるという意識を保持しておく必要がある。

(2) 人事制度の改革

本件不正会計のように子会社においてその上層部が自ら不正な会計を主導するのを抑止するためには、一定の期間で役員、従業員を交代させることにより、特定の者による不正行為の長期化を防止し、またその牽制効果により未然防止を図る必要がある。

(3) 社外監査役による牽制機能の意識改革

明治機械は2名の社外監査役を選任していたところであるが(1名は大株主から派遣されており、他の1名は顧問弁護士)、前記のとおり、監査役会は、監査法人宛での告発メールを受けていながら十分な調査を行ったとはいえないところである。社外監査役は、まさにこのような場合には自らに与えられた権限を発揮して疑惑を明らかにすべき義務が課せられていることを十分認識して職務を遂行すべきである。

(4) 研修等による教育

本件不正会計は、明治機械の子会社であるラップ社で行われたものである

が、明治機械はラップ社のほかにも連結子会社等を有しており、今後、他の子会社における本件不正会計に類する行為の再発防止の観点からは、明治機械及び子会社の役職員について法令に関する知識と法令順守に対する意識の向上のため、研修等による教育を実施することが望まれる。

以上